

改正法は本年一月一日から施行され、水稻については三十一年度のものから適用になります。この改正是、長い陣痛期を経てようやく誕生した制度でありますので、その内容を充分理解していただけた農家の皆さんのもとに、温い気持ちで健全に育てていただきたいと念願いたします。

そこで、今回の改正は特に農家の要望と制度運営の現状からこの制度を農家に密着させることをねらいとしている。最近の農業情勢と実態に合わせるよう改められたものであります。次正された点のあらましは次の通りです。

農作物共済に係る共済責任の拡充

今まで、共済責任の一割を保有するだけで九割を連合会に保険していたところですが、新制度では連合会に保有する農家の納める掛金の大半は連合会に納入されております。農家の納める掛金の全部が強化や損害防止事業の推進によっては削減といつたことは少なくなります。また、被害が少ないときは保留在備蓄的機能が加味されることで、無事戻しの強化や損害防止事業の推進による損失が少ないと見れば、次のような手続きで「乳牛」に用途変更をいたしました。

從来のように捺印して提出する「育成乳牛」が妊娠します。

○家畜共済では、妊娠していない乳用牛は「育成乳牛」として引き受けることになります。「育成乳牛」と「乳牛」とでは、共済掛金も事故の内容も区別されていますから「育成乳牛」として加入している牛が妊娠したときは、次のように手続きで「乳牛」に用途変更をいたしました。

○家畜共済では、妊娠していない乳用牛は「育成乳牛」として引き受けることになります。「育成乳牛」と「乳牛」とでは、共済掛金も事故の内容も区別されていますから「育成乳牛」が妊娠します。

○家畜共済では、妊娠していない乳用牛は「育成乳牛」として引き受けることになります。「育成乳牛」と「乳牛」とでは、共済掛金も事故の内容も区別されていますから「育成乳牛」が妊娠します。

○家畜共済では、妊娠していない乳用牛は「育成乳牛」として引き受けることになります。「育成乳牛」と「乳牛」とでは、共済掛金も事故の内容も区別されていますから「育成乳牛」が妊娠します。

家畜共済 育成乳牛の用途変更

お産の知識

正常なお産では、助産してやらないとも無事に分娩できるものです。お産を見ていると、苦しきんでいる間に子宮外口がゆるみ胎児が出やすくなっています。初産牛では、手だけを必要とするときもあります。

やらないと、産むと子宮外口が開いてしまうのです。それをするために早く楽にしてやりたくない、足が骨折されたときなどです。胎児が骨折してしまうと、胎児が死んでしまってから一時間で分娩します。

かの子宮外口は、胎児が骨折しないようにして、胎児を出します。

かの子宮外口は、胎児が骨折しないようにして、胎児を出します。

かの子宮外口は、胎児が骨折しないようにして、胎児を出します。

かの子宮外口は、胎児が骨折しないようにして、胎児を出します。

かの子宮外口は、胎児が骨折しないようにして、胎児を出します。

かの子宮外口は、胎児が骨折しないようにして、胎児を出します。

家畜共済掛金早見表

乳牛	共済金額	100,000	90,000	80,000	70,000	60,000	50,000	40,000	30,000	掛金率
共済掛金	9,400	8,230	7,300	6,400	5,500	4,600	3,700	2,800	9,3%	
共済限度額	5,250	4,750	4,250	3,750	3,250	2,750	2,250	1,750		
育成乳牛	共済金額	100,000	90,000	80,000	70,000	60,000	50,000	40,000	30,000	掛金率
共済掛金	4,250	3,835	3,420	3,005	2,590	2,175	1,760	1,345	4.15%	
共済限度額	5,250	4,750	4,250	3,750	3,250	2,750	2,250	1,750		
他牛	共済金額	70,000	60,000	50,000	40,000	30,000	25,000	20,000	15,000	掛金率
共済掛金	1,706	1,436	1,200	980	760	650	540	430	2.9%	
共済限度額	3,380	2,930	2,480	2,030	1,580	1,350	1,130	900		
他馬	共済金額	50,000	45,000	40,000	35,000	30,000	25,000	20,000	15,000	掛金率
共済掛金	2,550	2,240	1,930	1,640	1,420	1,200	980	760	5.1%	
共済限度額	2,750	2,500	2,250	2,000	1,750	1,500	1,250	1,000		

○共済掛金の内賦課金100円を含む。

○1回の共済事故に対して共済限度額まで。

改正された農業共済制度

今 年 度 か ら 通 用

水 稲 共 済 掛 金 率 が 変 り ま し た

一 昭和三十九年産より適用

水稻病虫害の共済事故除外と共済掛金の割合

耕地の異動申告は適確に!!

改正法は本年一月一日から施行され、水稻については三十一年度のものから適用になります。この改正是、長い陣痛期を経てようやく誕生した制度でありますので、その内容を充分理解していただけた農家の皆さんのもとに、温い気持ちで健全に育てていただきたいと念願いたします。

そこで、今回の改正は特に農家の要望と制度運営の現状からこの制度を農家に密着させることをねらいとしている。最近の農業情勢と実態に合わせるよう改められたものであります。次正された点のあらましは次の通りです。

農作物共済に係る共済責任の拡充

今まで、共済責任の一割を保有するだけで九割を連合会に保険していたところですが、新制度では連合会に保有する農家の納める掛金の大半は連合会に納入されております。

農家の納める掛金の全部が強化や損害防止事業の推進によっては削減といつたことは少なくなります。また、被害が少ないときは保留在備蓄的機能が加味されることになります。

農家の納める掛金の全部が強化や損害防止事業の推進によっては削減といつたことは少なくなります。また、被害が少ないときは保留在備蓄的機能が加味されることになります。

農家の納める掛金の全部が強化や損害防止事業の推進によっては削減といつたことはなくなります。また、被害が少ないときは保留在備蓄的機能が加味されることになります。

農家の納める掛金の全部が強化や損害防止事業の推進によっては削減といつたことはなくなります。また、被害が少ないときは保留在備蓄的機能が加味されることになります。

農家の納める掛け金の全部が強化や損害防止事業の推進によっては削減といつたことはなくなります。また、被害が少ないときは保留在備蓄的機能が加味されることになります。

農家の納める掛け金の全部が強化や損害防止事業の推進によっては削減といつたことはなくなります。また、被害が少ないときは保留在備蓄的機能が加味されることになります。

農家の納める掛け金の全部が強化や損害防止事業の推進によっては削減といつたことはなくなります。また、被害が少ないときは保留在備蓄的機能が加味されることになります。

農家の納める掛け金の全部が強化や損害防止事業の推進によっては削減といつたことはなくなります。また、被害が少ないときは保留在備蓄的機能が加味されることになります。

農家の納める掛け金の全部が強化や損害防止事業の推進によっては削減といつたことはなくなります。また、被害が少ないときは保留在備蓄的機能が加味されることになります。

改正法は本年一月一日から施行され、水稻については三十一年度のものから適用になります。この改正是、長い陣痛期を経てようやく誕生した制度でありますので、その内容を充分理解していただけた農家の皆さんのもとに、温い気持ちで健全に育てていただきたいと念願いたします。

改正法は本年一月一日から施行され、水稻については三十一年度のものから適用になります。この改正是、長い陣痛期を経てようやく誕生した制度でありますので、その内容を充分理解していただけた農家の皆さんのもとに、温い気持ちで健全に育てていただきたいと念願いたします。

改正法は本年一月一日から施行され、水稻については三十一年度のものから適用になります。この改正是、長い陣痛期を経てようやく誕生した制度でありますので、その内容を充分理解していただけた農家の皆さんのもとに、温い気持ちで健全に育てていただきたいと念願いたします。